



所得連動型教育ローンの検討 : 修学支援制度における 普遍主義の実現へ

阪本, 崇

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2022

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008902>



所得連動型教育ローンの検討

：修学支援制度における普遍主義の実現へ

Income Contingent Student Loans : Toward the Universalism in the Financial Support of Higher Education Students

【キーワード】

所得連動型教育ローン (income contingent student loans)、修学支援の経済学的根拠 (theoretical base in economics)、修学支援新制度 (new system on support for learning higher education in Japan)、普遍主義と選別主義 (universalism and selectivism)

京都橘大学経済学部
阪本 崇

I はじめに

2019年5月、「大学等における就学の支援に関する法律」が可決成立した。これによって2020年からスタートした高等教育の修学支援新制度は、きわめて限定的であるとはいえ、高等教育の無償化を実現したという意味で、日本の教育行財政にとって、疑いなくひとつの画期となったと言えるであろう。施行以来、この制度には毎年5000億円近くの予算が計上されているが、この金額は日本学生支援機構の年間奨学金事業予算の3分の1を優に超える。また、この制度の対象となる世帯の割合を厳密に推定することは必ずしも容易ではないが、高校生をもつ家庭のおよそ20%がそれにあたるものと想定されるという¹。

もちろん、この制度をどのように評価するのかについては意見の分かれるところであろう。潜在的な対象者のうち20%しかカバーしないという点から考えれば、就学支援として未だ不十分であることは疑いようのない事実であるが、これまで長年にわたって実績を積み上げてきた奨学金事業予算の3分の1が一挙に修学支援のための予算として上積みされたことは、とくに高等教育の無償化を理想的な姿と考える立場からすれば、無償化に向けた第一歩と映ったかもしれない。

しかし、一方で、この制度は、同時に高等教育を受ける個人に対する経済的支援、とくに、いわゆる高等教育の無償化に代表されるような問題点を顕在化させたといってもよい

¹ この推計については、鈴木友紀「所得制限の導入と高校段階の教育費負担軽減の在り方 — 高校無償化法改正案 —」(『立法と調査』No.347、2013年、44-53ページ)、48ページを参考にした。

だろう。本稿では、この修学支援新制度が明らかにした問題点についても手がかりにしながら、日本の高等教育財政の課題と、その解決策としての無償化の問題点について検討し、より望ましい高等教育費負担のあり方を明らかにしたい。

このようにして議論を進めることは、言い換えれば「高等教育の無償化」をひとつのレファレンス・ポイントとして議論を進めることにもなる。そのため、以下では高等教育進学者の経済的負担を軽減することについて否定的ともとれる表現も含まれる。しかし、あらかじめ断っておけば、著者は、「アルバイトに精を出すばかりの大学生に公費をつぎ込むのは適切でない」とか、「公費をつぎ込むのであれば理工系など社会にとって役立つ分野に限るべきだ」といった議論に与するわけではない。むしろ、著者自身、経済状況を含むあらゆる特性にかかわらず、すべての人びとが高等教育を受ける機会をもつべきであるという価値観を共有している。しかし、経済学的な視点から見れば、全ての活動には資源の消費が伴い、その対価は、個人が直接支出するにせよ、租税と政府支出を通じて公的に支出するにせよ、誰かが負担せねばならないことは事実である。したがって、単に経済的負担が軽減されればよいと考えるのではなく、誰もが高等教育にアクセスすることのできる社会を、どのような仕組みで維持していくことが望ましいのかという視点から議論を組み立てることが重要である。以下では、そのような視点から検討を進めていきたい。

II 日本の高等教育財政の課題と修学支援の経済学的根拠

よく知られているように、日本の場合、他の OECD 加盟国などを比較対象とすると、高等教育への公財政支出はきわめて低い水準にある。ここでのきわめて「低い水準」という表現には2つの意味がある。第1に、高等教育に公財政から支出される資金の GDP に対する比率が低いという意味であり、第2に、私的負担に比較して公的負担が少ないという意味である。あえて具体的な数字をあげて事細かに議論することは不要であると思われるので、ここでは、以上の2点について確認しておくのみにしておこう。

こうしたことから、日本では、高等教育への公費支出の拡大を求める議論が、長年にわたって続けられてきた。とくに日本の高等教育においては、国公立大学と私立大学との間で公費の投入の割合に大きな差があることから、私立の大学・短期大学への公費投入を求める声が大きくなっていったことは周知の事実であろう。にもかかわらず、ここまで議論が大きく進展しなかった理由としては、高等教育への公費の投入について誰もが十分に納得することのできる理論が見当たりにくいことが大きいといっていよう。

実際のところ、高等教育に公的資金を投入することを経済学的な視点から正当化することは、必ずしも容易ではない²。経済学において、特定の財・サービスの自由な取引に対し

² 以下で検討される、高等教育に対して公的支援を行うことの根拠について、詳しくは、阪本崇「社会は大学のコストを負担できるのか——大学の生産性と公的支援の論理」(広田照幸ほか編『大学とコスト』(シリーズ大学 第3巻) 岩波書店、2013年、17-48頁)などを

する政府の介入が正当化されるのは、市場が何らかの理由で機能不全を来し当該の財・サービスに社会的に望ましい水準の資源を配分することができない場合、すなわち市場の失敗に陥る場合である。その主たる原因とされるのは、①不完全競争（独占力を持つ生産者が存在する場合など）、②公共財の存在、③外部性の発生、④不完全情報であるが、このうち高等教育に公費を投じるべきとする議論の中でしばしば参照されるのは、②公共財の存在、③外部性の発生の2つである。

しかし、この2つの観点から高等教育への公費の投入を正当化することはきわめて難しい。まず、高等教育サービスは、対価を支払わない個人の利用を制限する手立てがない（制限しようとする、かえって大きなコストがかかる）ことを意味する「非排除性」や、その利用が増えたところで社会的なコストが増加しないことを意味する「非競合性」を満たすものではないため、経済学的な意味での「公共財」ではない。そのため、少なくとも経済学的な観点からは、高等教育サービスを公共財であるとして公費の投入を正当化することはできない。

これに対し、高等教育が何らかの意味での正の外部性を生じることが明らかである。高等教育を通じて個人が身につける能力は、科学技術の発展や文化の発展を通じて、社会全体に利益をもたらすと考えることができるからである。しかしながら、この事実のみによって高等教育への公費の投入を正当化することはできない。なぜなら、公費の投入が正当化されるためには、正の外部性に相当する利益（科学技術や文化の発展）が、投入される公費の水準以上に実現されなければならないからである。高等教育サービスの場合、この点が非常に厳しい条件となる。紙幅の都合上、詳細は別に譲るが、ひと言で言えば、高等教育のもたらす便益の大半は高等教育を受けた個人に帰着するため、公的な資金が投じられなくても、合理的な行動を選択する人びとは十分な資金を高等教育に投入しようとするはずであるからである。したがって公費を投じたところで、新たに実現される利益は限られたものとなる。

このように、経済学的な視点から高等教育への公費投入を正当化することは容易なことではない。ただし、ここまでの検討してきたことは、あくまでも社会全体として高等教育に投入される資源の量に関わる議論であって、高等教育に進学するそれぞれの個人の負担について直接議論の対象としているわけではないことに注意する必要がある。すでに述べたように、市場の失敗に基づく議論は、投入される資源の量が、社会全体として望ましいと考えられる水準に比較して多いか少ないかを問題としているからである。

もちろん、日本の高等教育において公費負担の割合が少ないことについて、それが望ましいことなのか否かを社会全体の教育費支出という観点から議論するためには、上で述べたような議論は必要であろうが、近年、多くの人びとが問題としているのは、低所得家計を中心に少なからぬ高等教育進学者が過大な経済的負担を負っているということであり、むしろ所得分配に関わる点である。しかし、所得分配に関わる議論を経済理論の視点から行う

参考にされたい。

ことにはほとんど期待することができない。たしかに、経済学上でも所得分配は重要な論点であるが、所得分配に関わる議論は必然的に利害対立を議論に持ち込むことになり、個人の効用を判断の基準とする経済学の場合、こうした議論を扱うことはきわめて難しくなる。このことは、近年の日本における高等教育費の負担軽減や修学支援の問題を、経済理論の観点から「一刀両断」に論じることができないことを意味している。

Ⅲ 高等教育への公費支出は支持されるか

もちろん、理論的に正当化することが難しい政策であっても、社会的に支持されることはありうる。その点から言えば、日本の高等教育財政のよりいっそう大きな問題は、日本においては、高等教育に対して公費を投じることが、社会的に必ずしも支持されていないということであるとも言える。おそらく、社会的に支持されない理由のひとつは、文化的な背景であろう。小林雅之は、高等教育に限らず教育費を誰が負担すべきかについては、「教育は社会が支える」という教育費負担の「福祉国家主義」、「教育は個人のためである」という教育観を背景とする教育費負担の「個人主義」、「親や保護者が子どもの教育に責任を持つべきだ」とする教育費負担の「家族主義」の3つの考え方があるとした上で、日本や韓国では、このうち「家族主義」が非常に根強いことを指摘している³。

こうした教育費の負担観を前提においた興味深い研究として、矢野眞和による研究を挙げることができる。矢野は東京都で実施したアンケート調査から、「大学の教育費」について、「社会が負担すべきだ」とする回答が「どちらかといえば社会が負担すべきだ」という回答をも含めても約20%にしかならないのに対して、「個人もしくは家族が負担すべきだ」とする回答が「どちらかといえば」という回答をも含めても約80%に上ることを明らかにした。このアンケートでは、家計の所得や学歴といった社会階層とこうした見解との関係についても調査が行われているが、矢野によれば、社会階層との関わりはほとんど見られない。矢野は、高等教育費の公費負担という選択肢が、本来それが自己の利益になる階層においても支持を得られていないことに驚きを表明しつつも、「国民の多数派は、60年間の長きにわたって私立に依存してきた現状を肯定的に受け止めている。大衆化大学に対する通年（マス＝利己）が国民の意識に深く浸透している証だと言えるかもしれない」と述べ、その要因を国民の意識に帰している⁴。

その点で興味深いのは、矢野・濱中・小川による調査研究にたいする小林のコメントである。矢野らは増税によって「借金なしの大学進学機会の確保」を実現する施策を強化する

³ 小林雅之「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」（『日本労働研究雑誌』2018年、4-15ページ）、4ページ。

⁴ 矢野眞和「費用負担のミステリー—不可解ないくつかの事柄」（広田照幸ほか編前掲書、169-193ページ）、190-191ページ。

ことが、3割程度の支持しか得られていないことをアンケート調査から明らかにした⁵。小林は、この結果についてすでに紹介した税負担を意識させずに高等教育の無償化の賛否を問うた調査結果においては、半数以上が無償化に賛同しているという事実と比較して、「税の用途として、高等教育が支持されていない」と指摘している。また、小林は、矢野らの主張をうけて「教育を受ける当事者は教育に優先して費用を払うが『見知らぬ他人の子』に対して、税による負担はしたくない」と表現しつつ、こうした考え方が生まれる理由を日本の「利己的な教育費負担観」に求めている⁶。

いずれにしても、矢野らの研究は、表現を変えれば、新たな税負担をしてまで高等教育への経済的負担を軽減することに多くの日本国民は消極的であるということを表している。上で見たように、矢野や小林は、これを教育費に関する一種の特殊事情のように解釈しているが、そのように解釈することは必ずしも適切ではない。神野直彦が指摘するように⁷、そもそも日本においては公的なサービスに必要な資源を社会全体で負担するという意識自体が薄いということにも目を向ける必要がある。この点を考慮に入れるのであれば、高等教育分野における経済的負担の軽減策に支持が得られないというよりも、むしろ、そもそも公共サービスの拡大のために税を新たに負担することへの抵抗があり、それが鮮明に現れているのが高等教育の分野においてであると解釈することのほうが適切であろう。

このことを踏まえれば、高等教育分野における経済的負担の軽減や修学支援について検討する場合、もちろん、高等教育に固有の性質や課題について留意しつつも、財政システム、すなわち、民間部門から高等教育サービスをも含む広い意味での公共部門に資源を移転する仕組みとして論じることが重要であると考えることができよう。この点を確認した上で、次に修学支援新制度のもつ課題について検討し、望ましい修学支援制度のあり方について展望してみたい。

IV 修学支援新制度の問題点のもつ課題

ここまでの議論で明らかにしてきたように、明確な理論の後ろ盾がなく、また多くの人びとの支持が必ずしも得られていない高等教育に関わる経済負担の軽減を具体的な制度として実現しようとした場合、それがどのような制度であろうと、次の2つの観点から強い説明責任が世論から求められるであろうことは想像に難くない。第1に制度の必要性、すなわち、それを必要とする人びとが本当に存在するのかという点からの説明責任であり、第2に制度の有用性、すなわち、その制度を実現することは社会にとって本当に有用であるのかという点からの説明責任である。実際、高等教育の修学支援新制度でも、この2つの点か

⁵ 矢野眞和・濱中淳子・小川和孝『教育劣位社会：教育費をめぐる世論の社会学』（岩波書店、2016年）、42-52ページ。

⁶ 小林、前掲書、13ページ。

⁷ 神野直彦『「分かち合い」の経済学』（岩波書店、2010年）、iiページ。

らの説明責任を果たす（あるいは「かわす」）ために、2つの制約が設けられていると
てよいであろう。

必要性からの説明責任を果たすためにしばしば採用される方法は「所得制限」である。
修学支援新制度では、支援対象となる学生が「住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の
学生」と制限されたことがこれに当たる。こうした制約が課されるのが修学支援においての
みでないことは、2021年に10月に新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした経済支
援として岸田政権が示した現金給付政策を見ても明らかであろう。当初、18歳以下の子ども
をもつ家計に子どもひとりあたり10万円を一律に給付するとされていた政策は、「バラ
マキ」であるという批判に応じて所得制限を設けることで実現されることとなった。修学支
援制度よりも高い水準に制限がおかれているという違いがあるが、所得水準によってその
必要性を判断し、「必要でない」支出はできる限り抑えるという点においては、共通したも
のであるとあってよいだろう。

修学支援新制度において、有用性からの説明責任を果たすためにとられたと考えられる
のが、学習成績あるいはレポート等で「学ぶ意欲がある学生であること」を確認することや、
大学等が支援対象となる要件として、「実務経験のある教員による授業科目が標準単位数の
1割以上配置されていること」などが課せられたことである。いずれの場合も、修学支援の
社会的有用性を世論にアピールするための制限と解釈しても不自然ではないであろう。

もちろん、修学支援制度が社会にとって何らかの意味で有用であることは歓迎すべきこ
とであるし、修学支援制度を拡大するための一種の「戦略」としてその有用性をアピールす
ることも悪い選択ではない。先に取り上げた小林の研究においても、「高等教育が社会経済
的效果を持ち、当事者だけでなく、社会全体が利益を享受できることを示すこと」を、「利
己的な教育費負担観」からの転換を促すための方法のひとつとしてあげている⁸。先に挙げ
た矢野は、高等教育の個人的収益率と財政的収益率を推計し、国立大学の場合には個人的収
益率が財政的収益率を上回るのに対し、私立大学の場合には財政的収益率が個人的収益率
を上回る非常に高い値を示すことから、私立大学への財政支出はそれを十分に上回る税収
をもたらすことを明らかにした⁹。このように、それぞれの納税者が、自分たちが納めた租
税が高等教育サービスに支出されたとしても、それに見合うだけの（経済的）収益が得られ
ると納得させることができれば、「教育は社会が支える」という教育観に近づくことができ
るのではないかというわけである。

しかし、こうした有用性による制約は常により有用であるものに支出の範囲を限定しよ
うとする動きを生むことになりかねない¹⁰。そうした動きの中には、政治的に必ずしも中立

⁸ 小林、前掲書、13ページ。

⁹ 矢野、前掲書、174ページ。

¹⁰ 公共政策を経済的な収益によってのみ正当化することが政策の本来の目的をゆがめてしま
う可能性については、文化政策学の領域ではしばしば指摘されていることである。たとえ

ではないと考えられる基準によるものも出てこないとは限らない。次に見る所得連動型教育ローンの考案者のひとりであるイギリスの財政学者アラン・プレストがイギリスの高等教育への財政支援を設計するに当たって懸念したのもこの点である。

V 所得連動型教育ローンという選択肢

所得連動型教育ローンは、ひと言で述べれば、返済額が所得に応じて変化する教育ローンである。その提唱者のひとりであるプレストの言葉を用いるならば、「その生涯にわたって所得の一定割合を政府に払い戻す契約を結ぶことを条件に、必要最低限の学術的水準を満たす見込みのあるすべての大学生にたいして、公的な基金から一定の金額を利用することを可能にする」という方法である¹¹。現在の日本学生支援機構による奨学金も一部、所得連動型の返済を取り入れているが、オーストラリアで採用されている HECS (Higher Education Contribution Scheme) のように高等教育制度の一部に組み入れられているような事例もある。所得連動型教育ローンの導入事例や、それがもつ優れた特徴と課題については、すでに別のところで詳しく検討している¹²ので、本稿では、前項で述べた2つの点、すなわち、高等教育を受ける個人に対して公的な財源から支援を行う際に、ほとんど必然的に伴うことになる必要性からの制約と、有用性からの制約との関連についてのみ検討したい。

所得連動型教育ローンを最初に考案したのは、教育バウチャー制度を早い段階から提唱したことでよく知られているアメリカの経済学者ミルトン・フリードマンである。フリードマンが、教育機関に対する支払いに利用することのできるバウチャー(金券)を政府が発行することで、政府が教育費を負担しつつ、個人に教育機関を選択する権利を付与しようとすることを提唱した背景には、教育の領域に市場の競争メカニズムを導入する意図があっ

ば、などを参考にされたい。阪本崇「文化政策の目的は何によってかたられるべきか」『文化政策研究』(第5号、2011年、41-56ページ)、阪本崇「文化と経済」(小林真理編『文化政策の現在1 文化政策の思想』(東京大学出版会、2018年、第14章)、デイヴィッド・スロスピー『文化政策の経済学』(後藤和子・阪本崇監訳、ミネルヴァ書房、2014年)などを参考にされたい。

¹¹ Prest, Alan Richmond, *Financing university education*, (Institute of Economic Affairs, 1966), p.19.

¹² 所得連動型教育ローンの仕組みやバリエーション、その優れた点と課題については、阪本崇「資本市場の不完全性と所得連動型教育ローン」(『財政学研究』第23号、1998年、82-92ページ、阪本崇「所得連動型教育ローンの制度間比較」(『国際公共経済研究』第9.10号、1999年、84-97ページ)、阪本崇「所得連動型貸与奨学金—その理論的背景と課題—」(『高等教育研究』第22集、29-48ページ)を参考にされたい。このうち「所得連動型貸与奨学金—その理論的背景と課題—」においては、以下で述べるフリードマンとプレストによる提案に関しても詳しく論じている。

たことは明らかである。所得連動型教育ローンを提唱した背景にも、同様の意図があったはずであり、その意味ではフリードマンが資本主義的な市場を拡大することにより公共サービスの質を高めることができるという考えからそれを提唱したことは間違いのないといえる。

プレストが所得連動型教育ローンを提唱した背景は、これとはやや異なる。プレストは、イギリスにおいて、近い将来、高等教育の拡大や教育費それ自体の高騰によって、高等教育に対する政府の支出額が当時の 2 倍以上になると予測し、その解決策として最終的に所得連動型教育ローンにたどり着いている。彼がまず排除しているのは、政府が直接高等教育機関に補助金を支出したり、当時イギリスが行っていたような大学助成委員会（University Grants Committee）などの政府とは独立した機関を通じて間接的に補助金として支出したりするという方法である。その理由は、いうまでもなく高等教育が政府をはじめとする、外部の機関からの影響を受けることにならざるを得ないということである。教育機関への補助か個人への補助かという点で修学支援新制度とは異なるが、前節で見たのと同様の懸念をプレストはもっていたのである。

プレストはもうひとつ、大学生に対して無条件に、あるいは所得等の条件を課した上で補助金（給付型の奨学金）を支出する方法についても検討しているが、これについても否定的な見解を示している。その理由は、たとえ所得制限を設けたとしても給付型奨学金は低所得者を含む納税者一般からの将来の高所得者への移転という意味で不公平な側面をもち、公平性の面から望ましくないと考えられるからである。とくに所得水準を制約しつつ補助金を支出する場合には、これ以外にも、不公平を招く可能性がある。例えば、親の教育に対する考え方によって所得にかかわらず子どもの進学が制約を受ける（高所得者のすべてが教育熱心で高等教育進学に費用をかけるとは限らない）可能性なども考えなければならない。高等教育へのアクセスの不公平を論じる場合、とかく家族の経済事情に焦点が当てられるが、それ以外にも障害はあり得るのである。こうした不公平を避けるためには、少なくとも高等教育を受けようとする者が、あらゆる経済的条件にかかわらず、高等教育にアクセスすることのできる仕組みが必要であるが、所得連動型教育ローンはその有力な候補である。

ところで、所得に応じて返済額が変化するという所得連動型ローンの仕組みはやや奇異に見えるかもしれないが、私たちはすでにこれとほぼ同じ仕組みのものをすでに利用している。教育費の借入を保険金給付、その後のローンの返還を社会保険料になぞらえて考えるならば、タイミングは逆になるものの、支払額が所得によって変化するしくみについて、私たちはすでに経験済みなのである。実際、イギリスの経済学者ニコラス・バーは財政の役割を、所得再分配的な要素の強い「ロビンフッド機能」と、社会保険的要素の強い「ピギー・バンク（貯金箱）機能」とに分け、今後、後者の役割がより重要になるとした上で、その例として社会保障と所得連動型教育ローンを並べて挙げている¹³。

¹³ こうした考え方は Barr, Nicholas, *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk:*

社会保障政策と高等教育費負担軽減政策の関連については、大岡頼光が「高等教育の脱家族化」というさらに大きな観点から、高等教育費の問題を論じる際に「人生の前半の社会保障」として位置づけている¹⁴。また、先に触れた小林も「利己的な教育費負担観」からの転換をはかるもうひとつの方法として「負担のあり方を教育に限定するのではなく、福祉や投資など関連分野との間の負担を検討し、負担論を拡大すること」をあげているが¹⁵、人生のライフサイクルを前提に時点間の費用負担と受益との平準化という視点から見れば、所得連動型教育ローンを社会保障の一環として見ることは決して不自然なことではない。また、このように、高等教育費負担の軽減政策を、人間の一生の中でおこる重要なイベントのひとつに関わる政策として相対的に位置づけることは、それを誰もが潜在的に経験しうるもののひとつとして位置づけるものでもあり、修学支援新制度のような選別主義的な教育費軽減政策から普遍主義的な教育費軽減政策への転換をも意味するものといってよい。

井手英策は、スウェーデンをはじめ北欧諸国で高い税率が支持されるのは、日本のように租税負担を抑えるかわりに公共サービスの受益者を極力制限する選別主義ではなく、すべての国民が公共サービスを楽しむようにし、できるだけ多くの国民がその費用を支払う能力に応じて負担する普遍主義を選択しているからであると指摘している¹⁶。このことが高等教育の領域にも当てはまるとすれば、選別主義的にならざるを得ない直接的な補助金よりも、普遍主義的な所得連動型ローンのほうがより実現可能性が高いと考えられるのではないだろうか。

VI おわりに

本稿では、高等教育に公的な財源から支出することに経済理論上の根拠があるのか、日本において高等教育を受ける個人を財政的に支援することは世論に受け入れられるのか、現在の修学支援新制度のようにさまざまな制約を加えつつ補助金を支出することのどこに問題があるのかについてみたあと、所得連動型教育ローンの有用性について検討した。

最後に関連して2点ほどコメントしておきたい。

第1に、本稿では高等教育に対する所得連動型ローンの優位性について見てきたが、このことは、大学をはじめとする高等教育機関の存立に必要なコストのすべてを、その直接的な受益者である（としばしば見なされる）学生が負担すべきであると主張することと同じではないということである。高等教育機関は、本来的に教育だけでなく、研究活動を行う

Uncertainty, and the Role of the State (Oxford University Press, 2001)にまとめられている。

¹⁴ 大岡頼光「高等教育の家族負担を減らし脱家族化する：全国民を大学利用可能にして」（『社会保障研究』第6巻,第3号,2020年、341-355ページ）、350ページ。

¹⁵ 小林、前掲書、13ページ。

¹⁶ 井手英策『日本財政 転換の指針』（岩波新書、2018年）、『幸福の増税論－財政はだれのために』（岩波新書、2018年）等を参照のこと。

ことをその重要な責務として負っている。また、近年では、地域連携活動など、さまざまな社会的貢献を果たすことが求められている。これはすでにあげた高等教育サービスの外部性、すなわち教育によって高められた個人の能力によって実現される外部性とは本来は区別して論じる必要のあるものである。これらの機能に関わる費用を、高等教育を受ける個人だけに負担させることは、当然、望ましくない。現実的な解決策は、こうした教育とは区別される活動に関わる費用を大学存続のために不可欠な固定費と捉え、この固定費については社会全体で負担するというものであろう。

第2に、ローンに対しては、「借金を背負わせることになる」という批判があることは事実であるが、この批判は、本質的な点を見逃しているということである。好むと好まずとを関わらず、教育が投資としての側面を持つ以上、社会全体として、「現在の消費を我慢して将来の消費の拡大を実現する」という意味で、「借金を背負う」ことは避けられない。このことは、高等教育費を仮にすべて国が負担するものとし、その財源を国債に求めるとした場合を考えると分かりやすい。国債を「国の借金」と単純に捉えるのは誤りであるが、この場合には、高等教育に支出される費用を国民全員が借金をして支えていることになる。すでに述べたように、それが必ずしも目的ではなかったとしても、個人が教育を受けることによって生まれる便益については、その少なからぬ部分が教育を受けた個人に帰着する。これらの便益についてまで社会全体に負担させることは、高等教育をあえて選ばない人びと、たとえば、義務教育修了後すぐに大工や板前の修業に出る人びとや、海外での個人レッスンだけを頼りに一人前になることを目指す演奏家やバレエ・ダンサーにも借金の一部を背負わせていることにもなることに注意しなければならない。このように考えれば、高等教育を受けた者だけが集団として借金を背負い、それをその能力に応じて返済するという方法は、決して望ましくない方法ではないであろう。

いずれにしても、高等教育を受ける人びとが現状で負担している費用について、その中身、つまり、費用のうちどの程度が教育のために使われたものであるかを明確にすること、そして、それを社会の中で無理なく負担してゆく仕組みを考えることが必要なのである。

著者紹介

阪本崇（さかもと・たかし）

1971年 奈良県生まれ。

現職：

京都橘大学経済学部経済学科教授（副学長、現代ビジネス研究科長、文化政策学研究科長）。

学位：

京都大学 博士（経済学）

職歴：

2021年4月京都橘女子大学文化政策学部文化政策学科に専任講師に着任。以後、文化政策

学部文化政策学科助教授、現代ビジネス学部都市環境デザイン学科・現代マネジメント学科准教授、現代マネジメント学科・経営学科教授、現代ビジネス学部長を歴任。

文化経済学会<<日本>>で理事、日本文化政策学会で理事および学会誌『文化政策研究』編集委員長を務めるほか、2015年から2016年にかけて文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議において委員を務めた。

研究歴：

経済学および財政学の理論をベースに、芸術・文化における公的支援の根拠論や、所得連動型教育ローンをはじめ、文化と教育の領域に資源を移転する仕組みのあり方について研究を進めている。主著として、『文化経済論』ミネルヴァ書房（共著・2005年）、「社会は大学のコストを支えていくことができるか：大学の生産性と『コスト病』」（広田照幸ほか編『大学とコスト』岩波書店、2013年）、「芸術・文化と財政－根拠・評価・主体」（植田和弘・諸富徹編『テキストブック現代財政学』有斐閣、2016年）、「資本市場の不完全性と所得連動型教育ローン」『財政学研究』（第23号、82-92頁、1998年）、「所得連動型教育ローンの制度間比較」『国際公共経済研究』（第9.10号、84-97頁、1999年）、「公共政策論の現代的課題における『ポーモルの病』の意義」『京都橘女子大学研究紀要』（第28号、167-188頁、2002年）、「高等教育財政システムの規範的分析－多様な資金調達メカニズムを如何に評価するか－」『財政と公共政策』（第27巻第2号、86-99頁、2005年）、「所得連動型貸与奨学金－その理論的背景と課題」『高等教育研究』（第22巻、29-48頁、2019年）など。